

## 介護保険料の 通知書を郵送します

市は、65歳以上の人に、平成30年度介護保険料の通知書（本算定）を郵送します。通知書が届いたら、保険料や納め方（特別徴収または普通徴収）の確認をしてください。  
詳しくは、高齢介護課（☎47-7406）へ。

### ＜＜特別徴収＞＞

- \*対象／老齢（退職）・遺族・障害年金が年額18万円以上の人
- \*通知書／9月中旬に郵送
- \*納付方法／年金から天引き  
※年額18万円以上の年金を受給している人でも、年度途中で65歳になった人や、他の自治体から転入した人などは、

特別徴収に切り替わるまでの間、一時的に普通徴収での納付となります

### ＜＜普通徴収＞＞

- \*対象／老齢（退職）・遺族・障害年金が年額18万円未満の人
- \*通知書／8月中旬に郵送
- \*納付方法／納付書または口座振替

### 平成30年度 所得段階別の年間介護保険料

所得段階	対象	保険料率	年間保険料
第1段階	①生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人など ②世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額が80万円以下の人など	基準額×0.45	31,428円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額が80万円を超え、120万円以下の人など	基準額×0.65	45,396円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階に該当しない人など	基準額×0.75	52,380円
第4段階	世帯に市民税課税の人がいるが、本人は非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額が80万円以下の人など	基準額×0.90	62,856円
第5段階	世帯に市民税課税の人がいるが、本人は非課税で、第4段階に該当しない人など	基準額	69,840円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人など	基準額×1.20	83,808円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人など	基準額×1.30	90,792円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人など	基準額×1.50	104,760円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満の人など	基準額×1.70	118,728円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満の人など	基準額×1.75	122,220円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上900万円未満の人など	基準額×1.80	125,712円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が900万円以上の人	基準額×1.90	132,696円

## 屋外広告物の 申請と調査にご協力ください



良好な景観を守るとともに、倒壊などによる事故を防止するため、広告塔・壁面広告・屋上広告などの屋外広告物を掲出するには、条例によりあらかじめ市の許可を受ける必要があります（一定面積以下の自家広告物を除く）。

屋外広告物を掲出する場合は、事前に許可申請の手続きを行ってください（許可には手数料が必要）。

また市は、市内の屋外広告物の掲出状況についての調査を行います。調査では、市から委託を受けた調査員が、事業主へ説明のうえ、必要に応じて店舗や事務所などの屋外広告物を測量し、写真撮影します。

調査結果に基づき屋外広告物の許可申請手続きを依頼しますので、ご理解とご協力をお願いします。

【問合せ】都市計画課（東庁舎2階、☎47-8694）

## 国民健康保険料の料率を決定 8月中旬に通知書を郵送

平成30年度の国民健康保険料の料率が、次のとおり決まりました。今年度の料率および最高限度額は下表のとおりです。年間保険料は、この料率をもとに算定された「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」を合計した金額となります。

市は、各世帯の保険料をお知らせする「保険料変更（決定）通知書」と4期（8月）からの保険料納入通知書を、8月中旬に郵送します。なお、4期から10期までの保険料は、年間保険料からすでに納付済みの1期から3期分を差し引いて、7回に分けた金額となっています。

詳しくは、窓口サービス課国民健康保険グループ（☎47-8132）へ。



### 平成30年度 国民健康保険料率

		医療分	後期高齢者 支援金分	介護分 (40～65歳)
所得割	基準総所得金額※の	7.15/100	2.24/100	1.90/100
資産割	土地・家屋にかかる固定資産税額の	13.80/100	4.20/100	5.50/100
均等割	被保険者1人につき	24,700円	8,000円	8,800円
平等割	1世帯につき	20,700円	6,800円	5,300円
最高限度額		580,000円	190,000円	160,000円

※税法上の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額

## 各種手当の 現況届などの 提出を

市は、児童扶養手当や特別障害者手当などの手当を受けている人（所得制限で支給停止の人を含む）に、現況届などを郵送します。

必要事項を記入・押印のうえ、現況届などを期日までに提出してください。いずれの手当も、平日のみ（児童扶養手当のみ一部土日）窓口で受け付けます。

なお、期限内に提出がないと、支給が停止となります。また、この手続きを2年間しないと受給権が消滅しますので、ご注意ください。

### 児童扶養手当、特別児童扶養手当

- \*郵送時期／児童扶養手当は7月下旬、特別児童扶養手当は8月中旬
- \*提出期間／児童扶養手当の現況届＝8月1日（水）～31

日（金）特別児童扶養手当の所得状況届＝8月13日（月）～9月11日（火）

- \*提出場所／子育て支援課、上石津・墨俣地域事務所
- \*備考／児童扶養手当のみ、8月25日（土）・26日（日）の午前10時～午後3時に、市役所本庁舎1階第5会議室でも受付
- \*問合せ／子育て支援課（☎47-7092）へ

### 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当

- \*郵送時期／いずれも8月中旬
- \*提出期間／8月10日（金）～9月11日（火）
- \*提出場所／障がい福祉課、上石津・墨俣地域事務所
- \*問合せ／障がい福祉課（☎47-7298）へ